

島田市河川愛護事業費補助金交付要綱

平成24年 3月30日

告示第69号

(趣旨)

第1条 市長は、河川の美化保全及び災害予防並びに河川の愛護に関する思想の普及啓発を図るため、河川愛護事業を実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「河川愛護事業」とは、河川及びその周辺において草刈り及びごみの回収その他の河川の愛護に係る活動として市長が認める事業を実施するものをいう。

2 この要綱において「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川（大井川を除く。）、同法第100条第1項に規定する河川及び島田市普通河川の管理等に関する条例（平成17年島田市条例第138条）第2条第1項に規定する河川であって、市内を流れるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、市内の町内会、自治会又はこれらに類する団体で市長が認めるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内において実施する河川愛護事業であってその実施の面積が1,000平方メートル以上のもののうち、市長がその実施を必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、河川愛護事業の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 草刈機又はその燃料の購入等資材に係る経費
 - (2) 写真代、傷害保険料等事務に係る経費
 - (3) 参加者の飲料等の購入に係る経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
- (平27告示42・一部改正)

(補助額及び限度額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1年度当たり、80万円を限度とする。ただし、前条第3号に掲げるものについては、参加者1人当たり400円を限度とする。

（平27告示42・一部改正）

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、河川愛護事業を実施する年度の4月末日（市長がやむを得ない理由があると認める場合は、市長が別に定める日）までに、規則第13条第1号に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類は、省略することができる。

- （1） 事業計画書（別記様式）
- （2） 収支予算書
- （3） 河川愛護事業の実施予定箇所の図面
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平27告示42・一部改正）

（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合
- （2） 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

（交付決定通知書）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号に規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体が第8条第1号ア又はイに規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 変更事業計画書（別記様式）
- （2） 変更収支予算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類については、省略することができる。

- (1) 事業実績書(別記様式)
- (2) 収支決算書
- (3) 河川愛護事業の実施箇所の図面
- (4) 河川愛護事業の実施の状況が分かる写真
- (5) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定通知書)

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(平27告示42・一部改正)

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第42号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。